

野田市下水道条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

令和7年12月17日

野田市長 鈴木 有

野田市条例第45号

野田市下水道条例の一部を改正する条例

野田市下水道条例（昭和62年野田市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

	900円
1立方メートルにつき	120円
1立方メートルにつき	135円
1立方メートルにつき	158円
1立方メートルにつき	203円
1立方メートルにつき	252円
1立方メートルにつき	307円

を

」

「

	1,100円
1立方メートルにつき	133円
1立方メートルにつき	165円
1立方メートルにつき	200円
1立方メートルにつき	240円
1立方メートルにつき	285円
1立方メートルにつき	330円

に改める。

」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の野田市下水道条例別表第3の規定は、この条例の

施行の日（以下「施行日」という。）以後に使用者が排除した汚水の量に係る使用料について適用し、同日前に使用者が排除した汚水の量に係る使用料については、なお従前の例による。

- 3 前項の場合において、施行日以後に徴収する使用料のうちその算定の基礎となる排除した汚水の量に係る公共下水道の使用期間が施行日前から引き続いているものについては、各日均等に公共下水道に汚水を排除したものとみなして、日割りによって計算する。
- 4 前項の規定により算定した使用料の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。